

桐生市内の無許可盛土に係る行政代執行（応急対策工事）の終了について

桐生市川内町の保安林内において、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の規定による許可を受けずに施工された盛土について、県による応急対策工事に係る行政代執行を終了しました。

1 代執行した場所

桐生市川内町五丁目字赤柴 2829 番 5 及び 2828 番 1 （2箇所）

2 代執行の内容

- （1）応急対策工事を実施するための測量調査
- （2）応急対策工事
 - ・大型土のう設置（法尻部固定・仮設土留め）
 - ・ブルーシート設置（雨水等による盛土浸食防止）

3 代執行の終了

令和8年1月9日、執行責任者が現地において終了を宣言した。

4 代執行の期間

令和7年6月5日から令和8年1月9日まで

5 その他

宣言以降、県は、土地及び動産の管理について一切責任を負いません。
代執行に要した費用については、無許可盛土を行った者に対して請求します。

代執行の終了時の状況



ブルーシート設置状況（雨水等の浸水防止）
風対策のため、小型土のうや大型土のうも設置しています。



大型土のう設置状況（盛土の安定化、土砂の流出防止対策）
大型土のうは、1袋あたり1.6～2.0トンほどあります。

代執行の着手前の状況



安定しない盛土のため亀裂が多く、豪雨時には浸食による流出が見受けられました。